

ヘルムジャパン(株)管理サイトへの広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヘルムジャパン株式会社管理サイト（以下「弊社管理サイト」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 弊社管理サイトに掲載することができる広告は、バナー広告とし、広告又はそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 弊社管理サイトの公共性、公益性及び品性を損なうおそれのある広告
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業の広告
- (3) 政治活動又は宗教活動に関する広告
- (4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められる広告
- (6) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある広告
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくない広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと弊社が認める広告

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル、横120ピクセルとすること。
- (2) データがG I F、J P E G又はP N Gのいずれかのファイル形式であること。
- (3) アニメーション、ロールオーバー等の画像が変化するものではないこと。
- (4) データ容量が4キロバイト以下であること。

2 広告のデザイン等広告表現に関する基準は、弊社が別に定める。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載をするページ、位置及び広告枠の数は、弊社が指定する。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載をする期間は、月単位とする。

(掲載希望者の募集)

第6条 弊社は、弊社管理サイトへの掲載その他の方法により、広告の掲載を希望する者を募集するものとする。

2 前項の規定による募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに、随時行うものとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書に弊社が必要と認める資料を添えて、弊社が別に定める期間内に、弊社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による広告の掲載の申込みは、当該申込みを行う者に係る広告についてのみ行うことができるものとする。

(掲載の決定)

第8条 弊社は、前条の申込書の提出があったときは、第2条に定めるところにより、広告の掲載の可否を決定する。

- 2 弊社は、広告の内容が第2条に定めるところにより妥当でないと認めた時は、不掲載通知書を申込者へ通知する。
- 3 広告を掲載する位置は、申込み順とする。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 第8条の規定により広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、前項に定める広告の掲載料(以下「広告料」という。)を弊社が指定する期日までに、一括して前納するものとする。ただし、弊社が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の作成及び提出)

第11条 広告主は、弊社管理サイトに掲載しようとする広告の電子データを弊社が指定する期日までに、弊社が指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載決定の取消し)

第12条 弊社は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の電子データの提出がないとき。

(リンクの一時的解除等)

第13条 弊社は、広告の掲載をした後に、リンク先のホームページの内容等が第2条各号のいずれかに該当するときは、リンクの一時的解除を行い、広告主に対してリンク先のホームページの内容等の変更を求めることができる。

(広告の削除)

第14条 弊社は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ広告主に対して通知をすることなく、広告の掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

- (1) 前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (2) 弊社管理サイトに掲載している広告が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、弊社が別に定める運用基準に適合しないとき。

2 前項の規定により広告の掲載の一時中止又は広告の削除をした場合において、広告主に損害が生じても、弊社は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、広告の掲載を取り下げようとするときは、取り下げ希望月の前月15日までに広告掲載取下げ申出書を弊社に提出するものとする。この場合において、当該広告に係る既納の広告料は、残価分を還付するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第9条関係）

広告掲載料

掲載する場所	広告掲載料（月額）
弊社管理サイト	20,000円

備考 広告の掲載をする期間が1月に満たないとき、及び1月未満の端数を生じたときは、1月として計算する。

また、上記金額に消費税は含まないものとする。